

消 防 予 第 129 号

令和7年3月26日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

(公印省略)

消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第23条の消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）について、近年の携帯電話の機能及び普及率の向上並びに令和6年度消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会における検討結果を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

令第23条第1項各号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一（5）項イ並びに（6）項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、以下のいずれかの要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、火災通報装置の設置を要しないこととして差し支えないこととする。

- 1 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内である。
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。